

## 【イギリス】海洋及び沿岸アクセス法案

海外立法情報課・岡久 慶

\* 海洋及び沿岸アクセス法案は、これまで複数の公共機関によって管理されてきた海洋開発の許可を、新設する海洋管理庁の下に統合する法案である。その他にも、イングランド沿岸の道路を公共のレクリエーション利用のため確保し、内陸部の漁業資源管理を強化する規定が設けられている。法案は 2009 年 4 月 21 日に上院の委員会審査を終えたところである。

-----

イギリスは国際貿易航路が経由する港を幾つも有し、その漁業船団と海産物処理産業は欧州最大を誇る。海域の集中利用に伴う環境的負担が、海洋の生態系への悪影響という形で表面化したため、海洋資源の持続可能な利用のために、同じ海域における複数の活動を一貫した形で戦略的に管理する必要性が指摘された。これを踏まえて 2002 年から毎年のように政策提案書や白書が発表され、議論が重ねられ、2008 年 12 月 5 日に海洋及び沿岸アクセス法案が政府により上院で発表されるに至った。

### 海洋及び沿岸アクセス法案の概要

海洋及び沿岸アクセス法案は 11 部 315 条附則 21 から構成される大部な法案である。本稿においては、主要な規定を個別に解説する。

#### 第 1 部 海洋管理庁の設置(第 1-38 条)

外郭公共団体(注 1)「海洋管理庁(Marine Management Organisation)」を設置し、従来、海洋・漁業庁、環境・食料・農村地域省、ビジネス・企業・規制改革省等の政府機関が担当していた、特定海域における漁業、水産物の船上の引渡し、科学的目的で行う特定サイズ以下の水産物、海に関連した野生動物の殺傷又は住環境の破壊に関する許認可を統括させる。また、同庁は、国家的に重要なインフラに該当しない範囲で、洋上発電施設設置の認可も統括する。

#### 第 2 部 排他的経済水域、連合王国水域、ウェールズ水域(第 39-41 条)

現在イギリスの排他的経済水域の管理は、英国漁業水域、再生可能エネルギー水域、公害水域、ガスの輸入及び貯蔵水域等の名目で個別に管理されている。今後は、イギリス近海の管理を、海洋法に関する国際連合条約第 5 部に基く排他的経済水域を宣言することで一括して管理することを可能とする。また、本法の目的の上で、領海、排他的経済水域及び大陸棚をあわせて連合王国水域として扱う。

#### 第 3 部 海洋計画(第 42-61 条)

従来、イギリスの海洋開発政策は、分野ごとに管轄機関がそれぞれ策定していたが、今後各機関は、海洋政策声明(marine policy statement)に則った形で海洋計画(marine planning)を定めるものとする。海洋政策声明とは、主務大臣が主導する形で各分権政府の行政責任者(スコットランド政府閣僚、ウェールズ政府閣僚、北アイ

ルランド政府省庁)と協議し、又は同意を取り付け、連合王国水域の持続可能な開発を目的として共同で策定、採択する文書である。

#### 第 5 部 自然保護(第 113-144 条)

現在、自然保護を特に必要とする海域は、1981 年野生生物及び田園地域法に基く条例により、海洋自然保護区 (Marine Nature Reserve) として指定されている。しかしながら、この指定に関しては、沿岸から 3 海里以内にしか設定できない、利害関係者の幅広い同意が必要である、環境条例に基く規定では十分な保護を保障できない等の不備が指摘されてきた。実際に現在まで指定されている保護区は 3 つしかない。本法案は、イギリスの主権が及ぶ領海、排他的経済水域又は大陸棚内のあらゆる水域を、主務大臣及び各分権政府の行政責任者が海洋保護区 (Marine Conservation Zone) として命令によって設置することを可能とする。全ての公共機関は、その職務を遂行するにあたって海洋保護区の自然保護の目的を促進し、同目的を損なう開発を認可しないことを義務づけられる。

#### 第 7 部第 3 編 回遊魚及び淡水魚の保護に関する権限(第 205-223 条)

現在環境庁は、内陸における水産物、すなわちサケ、マス、ウナギ及び淡水魚の漁獲に関して規制及び管理する権限を持つ。本法案はさらにこれを拡大し、ヤツメウナギ、スメルト、シャッドにも拡大し、かつ主務大臣が規則によって他の魚種を管理対象に加えることを可能とする。また、環境庁には、干ばつ、高温、水質汚染、遡上魚の減少等の非常時に、通常の利用者を相手とした協議過程を経ることなく水産資源保護の条例を発する権限が付与される。

#### 第 9 部 沿岸へのアクセス(第 286-300 条)

主務大臣及びナチュラル・イングランド(注 2)に、徒歩又は渡し船で移動可能なレクリエーション目的の行路を、イングランド沿岸全域に確保し、公衆がこれを利用できるようにすることを義務づける(沿岸アクセス保障義務[coastal access duty]という)。これは現在アクセスが保障されていない、海岸線の 30%を公衆に開く効果があるものとみられている。なお、住居から 20 メートル以内の土地、過去 12 か月に使用された農地、ゴルフ場、軍用地等はアクセス権の対象から除外される。

法案は世界自然保護基金をはじめとする各種環境保護団体が長らく制定を求め続けてきたものであり、野党も概ねその趣旨を支持しているため、法制化の可能性は高い。しかしながら、沿岸へのアクセスに関しては、海岸沿いの土地所有者から、一般公衆のアクセスがプライバシーを侵害し、地価を下げることで財産権を侵害するとの反対論も出されている。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 16 日現在である。)

(1) 政府の機関ではないが、国の機能を執行する機関。その業務には大臣が責任を持つが、組織運営については大臣からの独立性が高い。

(2) Natural England. イングランドの自然環境保全に関する諮問機関として、2006 年に設立された外郭公共団体。<<http://www.naturalengland.org.uk/>>